

離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進。

地域外からの人材確保を支援

○地域外からの就職促進

地域外から介護サービス事業所・施設に就職するために必要な費用を助成

(赴任旅費、引越・転入費用、
短期間の体験就労等)



○地域外での採用活動支援

地域外での就職説明会の開催等



○先進自治体からの アドバイザー招へい等

離島、中山間地域等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等

資質向上を支援

○介護従事者の資質向上推進

➤地域外から講師を招いて介護従事者の資質向上研修を実施するために必要な費用を助成

➤介護従事者が地域外での資質向上研修を受講するために必要な費用を助成



通いの場等への移動を支援

○移動支援の担い手を確保

- 高齢者の移動を支援する団体の立ち上げ
- 移動支援の担い手養成研修の実施
- 運転に係る講習等の受講
- 福祉有償運送の実施に係る手続きの助言 等

※介護サービス事業所、通いの場、医療機関等への移動



【離島、中山間地域等の範囲】

①「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年3月31日厚生省告示第99号)」に規定される地域(離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄振興特別措置法に規定する離島、豪雪地帯等)

②「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)」に規定される地域(特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域等)

